

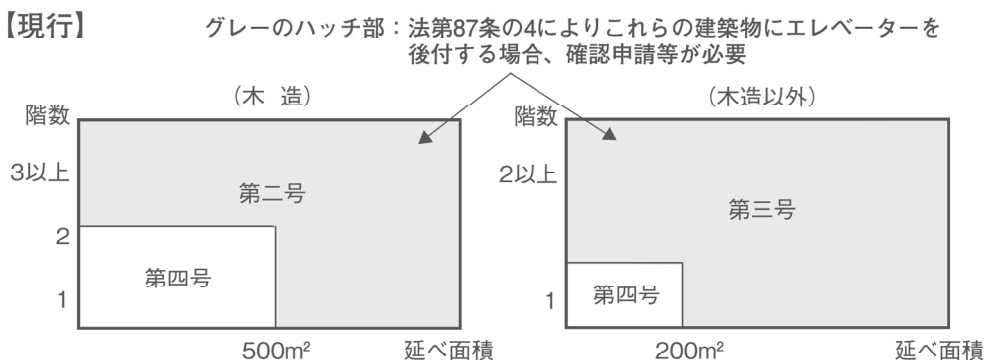
確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件 (令和6年国土交通省告示第1148号)の公布について

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

現行においては、建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物にエレベーターを後付けする場合、法第87条の4に基づき確認申請等の手続きは不要とされています。

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法(令和7年4月1日施行)では、現行法第6条第1項第四号に掲げる建築物のうち、2階かつ延べ面積200～500m²の木造建築物等が、法第6条第1項第二号に移ります(以下、図参照)。

【現行】



【改正後(令和7年4月1日～)】

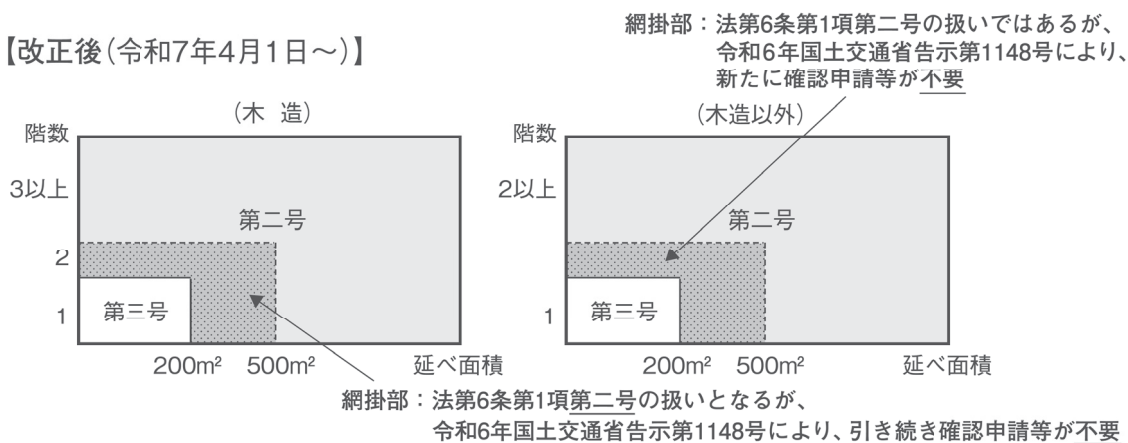


図 建築物にエレベーターを後付けする場合の法第6条第1項の区分による確認申請等の要否

これらに設置される後付けのエレベーターについて、これまで通り確認申請等の手続きを不要とするため、令和6年6月27日に令第146条が改正(令和7年4月1日施行)され、「使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるエレベーター」は引き続き確認申請等の手続きが不要とされています。

この度、令和6年9月9日に令和6年国土交通省告示第1148号が公布され、当該政令で定める確認申請等を不要とする後付けのエレベーターが具体的に示されました。

本告示においては、現行において確認申請が不要とされている後付けのエレベーターに加え、木造以外の建築物で令和6年国土交通省告示第1148号第二号の規模に該当する建築物に設けられる後付けのエレベーターも対象として新たに加わっています(詳しくは図及び表をご参照ください)。

なお、これらのエレベーターをこれから工事着手する建築物に設置する場合は、法第87条の4に基づくエレベーター単独での確認申請(通称「別願申請」)はできないため、建築物の計画にエレベーターの計画を含める形で法第6条第1項の確認申請(通称「併願申請」)が必要になります。

また、確認申請等が不要となる後付けのエレベーターと定期報告が不要となるエレベーターは完全には符合しません。後者の定期報告が不要となるエレベーターは平成28年国土交通省告示第240号に規定されており、例えば、令和6年国土交通省告示第1148号第二号に該当する木造2階建ての延べ面積500㎡の事務所に設ける後付けエレベーターは確認申請等の手続きは不要ですが、定期報告は必要になりますのでご注意ください。

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件

令和6年9月9日 国土交通省告示第1148号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第146条第1項第一号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを次のように定める。

建築基準法施行令第146条第1項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターは、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第二号に掲げる建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)に設けるもの

附則 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

表 パブリックコメントにおける主な意見及び国土交通省の考え方

No.	パブリックコメントにおける主な意見	国土交通省の考え方
(1) 建築物に後付けする場合に建築確認等の手続を不要とするエレベーターについて (建築基準法施行令第146条第1項第1号に基づく告示(新設)関係)		
1.	本告示案において法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築確認等の手続を不要とするエレベーターは、 ① 籠が住戸内のみを昇降するエレベーター（併用住宅や共同住宅における住戸内のみを昇降するものを含む。） ② 改正後の法第6条第1項第2号に掲げる建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500m²を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)に設けるエレベーターのいずれかに該当するものという認識でよいか。 ②には木造以外の建築物である旧3号建築物(現行の法第6条第1項第3号に掲げる建築物)に設けるものも含まれるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
2.	本告示案における「人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーター」について、エレベーターの性能(例：定格速度など)や具体的な使用頻度によって、概要に示された対象からさらに限定をかける規定は設けていないという認識でよいか。	ご認識の通りです。 本告示案においては、概要にお示ししたとおり、エレベーターが設置される場所や建築物の規模に着目して、利用者数が限定されると考えられるものを対象として規定しています。
3.	本告示案で掲げる建築確認等の手続を不要とするエレベーターについては、法第87条の4の規定において準用する法第7条又は第7条の2の完了検査は不要となるが、法第12条第3項等の規定に基づく定期報告は必要となる場合があるという認識で良いか。 また、定期報告が必要な場合、その書類の作成方法等について変更はないと考えてよいか。	ご認識の通りです。 法第87条の4の規定において準用する建築確認等の手続を不要とする対象については、令第146条第1項第1号及び本告示案で規定するところ、エレベーターの定期報告の対象については、令第16条第3項及び平成28年国土交通省告示第240号で規定しています。 本告示案に掲げるエレベーターのうち、「籠が住戸内のみを昇降するもの」については定期報告を要しませんが、法第6条第1項第2号に掲げる一定の建築物に設置されるものは、本告示の施行後も引き続き定期報告の対象となります。 また、定期報告の書類の作成方法等についても変更はございません。

No.	パブリックコメントにおける主な意見	国土交通省の考え方
4.	本告示案に掲げるエレベーターに関しては、法第12条第5項に基づき特定行政庁等が求める建築設備に関する調査の状況等についての報告も不要になるという認識でよいか。	本告示案に掲げる法第87条の4の規定において準用する建築確認等の手続が不要になるエレベーターについても、法第12条第5項に基づく建築設備に関する調査の状況等に関して、特定行政庁等が必要と認めた時には報告を求める場合があります。
5.	エレベーターを設置する建築物が法第6条第1項に基づく建築確認を要する場合であっても、本告示案に掲げる「籠が住戸内のみを昇降する」エレベーター等を設置する場合であれば、当該エレベーターに係る確認申請が不要になるという認識で良いか。その場合、建築物の確認申請を要する場合におけるエレベーターに関する図書の添付が不要になるという認識でよいか。	本告示案は、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものに係る確認申請の負担を軽減するため、法第6条第1項の規定による建築確認等を要する場合を除き、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物にエレベーターを設ける場合の、法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続について不要とする対象を規定するものです。 法第6条第1項の規定による建築確認を要する場合は従前のとおり、エレベーターについても建築確認等の手続が必要となります。 法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にエレベーターに係る部分が含まれる場合、施行規則第1条の3第4項に規定するエレベーターに関する図書及び書類の添付が必要となります。個別具体の計画の取扱いについては、特定行政庁にご確認ください。
6.	概要に記載のある「エレベーター」には、「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)」に定める特殊なエレベーター(段差解消機等)を含むという認識でよいか。	ご認識の通りです。
7.	本告示の制定により、建築確認等の手続が不要なエレベーターの対象が拡大することになるが、建築物を新築する際に、本告示案に該当するエレベーターを設置する場合においては、エレベーターが完成していないと建築物の完了検査済証が交付されないとする認識でよいか。	法第6条第1項の規定による建築確認に係る建築物の計画にエレベーターに係る部分が含まれるが、エレベーターが完成していない場合は、建築物の完了検査済証を交付することはできません。個別具体の計画の取扱いについては、特定行政庁にご確認ください。
8.	2.概要(1)の2に記載されている「法第6条第1項第2号」は、改正後(令和7年4月1日施行後)の条項であるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
9.	施行日(令和7年4月1日)以降に本告示案に掲げるエレベーターの工事に着手する場合において、法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続について不要という認識でよいか。	ご認識の通りです。

No.	パブリックコメントにおける主な意見	国土交通省の考え方
10.	小荷物専用昇降機やエスカレーターについては従来通り、法第87条の4において準用する法第6条第1項に基づく建築確認等の手続が必要という認識でよいか。	エスカレーターについてはご認識の通りです。 小荷物専用昇降機についても基本的にはご認識の通りですが、令第146条第1項第2号の規定に基づき、小荷物専用昇降機のうち「昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないもの」については、平成28年国土交通省告示第239号にその詳細を規定しているところ、引き続き法第87条の4における準用の対象外となります。
11.	「建築確認が不要だが定期報告の対象となるエレベーター」を特定行政庁が把握することが困難となるため、建築計画概要書に、「建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する昇降機の有無」のチェック欄を設ける等の措置を講じてはどうか。	本告示案に掲げるエレベーターについては法第87条の4に基づき準用される建築確認等の手続を要せず、建築計画概要書の提出を行わないものであることから、ご提案いただいた措置については実務上導入が困難であると考えます。
12.	小荷物専用昇降機のうちフロアタイプについては、本告示案に掲げるエレベーターとは異なり、引き続き法第87条の4に基づき、建築確認等の手続に関する規定が準用されるという認識で良いか。	ご認識の通りです。
13.	既存建築物にエレベーター棟を増築する場合、本告示案において規定する床面積や高さの条件は、増築後の合計床面積・最大高さを対象としているのか。	床面積や高さについては、増築後の規模によります。 なお、一部の場合を除き、建築物の増築に伴いエレベーターを設置する場合は、法第6条第1項の規定による建築確認等を要する場合に該当し、建築確認等の手続が必要となります。
14.	本告示案における安全上支障がないエレベーターに係る建築確認等の手続きを不要とする改正について、安全性確保等の観点から、対象を従前どおり旧4号建築物(法第6条第1項第4号に掲げる建築物)に限定することや、建築確認等の手続きを不要としても届出を必要とする改正が望ましい。 今回の告示の制定がどのような考え方にに基づく改正なのか明らかにすべき。	本告示の制定は、国土交通省において把握しているエレベーター事故の状況等に基づき、エレベーターのうち利用者数が限定され则认为られる、住戸内居住者のみが利用するものや小規模の建築物に設置されるもので、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものについて、確認申請の負担の軽減を図るため、建築確認等の手続の一部を対象外とする措置を講じるものです。

以上

参考 1 建築基準法新旧対照表

改正後 (R7.4.1施行)	現 行
(建築物の建築等に関する申請及び確認) 第6条(抄) 建築主は、<u>第一号若しくは第二号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において<u>第一号又は第二号に規定する規模</u>のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は<u>第三号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、<u>第一号若しくは第二号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において<u>第一号又は第二号に規定する規模</u>のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は<u>第三号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるもの 二 <u>前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超える建築物</u>	(建築物の建築等に関する申請及び確認) 第6条(抄) 建築主は、<u>第一号から第三号までに掲</u>げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において<u>第一号から第三号までに掲げる規模</u>のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は<u>第四号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、<u>第一号から第三号までに掲</u>げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において<u>第一号から第三号までに掲げる規模</u>のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は<u>第四号</u>に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるもの 二 <u>木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500m²、高さが13 m若しくは軒の高さが9</u>

改正後 (R7.4.1施行)	現 行
(削る) 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物 (建築設備への準用) 第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第18条第2項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項、第5項及び第6項を除く。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条の6、第18条(第4項から第13項まで及び第25項を除く。)、及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第一号又は第二号に係るもの」にあってはその受理した日から35日以内に、同項第三号に係るもの」にあってはその受理した日から7日以内に」とあるのは、その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。	<u>mを超えるもの</u> 三 <u>木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超えるもの</u> 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物 (建築設備への準用) 第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第18条第2項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項、第5項及び第6項を除く。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条の6、第18条(第4項から第13項まで及び第25項を除く。)、及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第一号から第二号までに係るもの」にあってはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るもの」にあってはその受理した日から7日以内に」とあるのは、その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。

参考2 建築基準法施行令新旧対照表

改正後 (R7.4.1施行)	現 行
(確認等を要する建築設備) 第146条 法第87条の4 (法88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。 一 エレベーター <u>(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)</u> 及びエスカレーター 二 小荷物専用昇降機 (昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。) 三 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備 (屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。) 2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。	(確認等を要する建築設備) 第146条 法第87条の2 (法88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。 一 エレベーター及びエスカレーター 二 小荷物専用昇降機 (昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。) 三 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備 (屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。) 2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

参考3 平成28年国土交通省告示第239号

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

平成28年1月21日 国土交通省告示第239号

建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第146条第1項第二号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を次のように定める。

建築基準法施行令第146条第1項第二号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものとする。

参考4 平成28年国土交通省告示第240号

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

平成28年1月21日 国土交通省告示第240号

改正 令和元年6月21日 国土交通省告示第200号

改正 令和6年6月28日 国土交通省告示第974号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)以外のものとする。
一～六(略)

2(略)

一～九(略)

第2 令第16条第3項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。

一 籠が住戸内のみを昇降するもの

二 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第六号に規定するエレベーター

三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの

第3(略)